日金協発第２５－１３６号
平成２５年１０月３１日

大畑商事
大　畑　耕　一　殿

日　本　貸　金　業　協　会
会　長　飯　島　　巖

会員権の消滅について（通 知）

貴殿は、登録行政庁（和歌山県知事）より下記のとおり登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失いましたので、定款の施行に関する規則第１１条第２項第１号の規定によりその旨通知します。

記

名　　称	大畑商事（大畑耕一）
協会員番号	日本貸金業協会員第００２２０６号
登 録 番 号	和歌山県知事（１０）第００１１３号
登録年月日	平成２２年１２月１２日
処分年月日	平成２５年１０月２３日
処分の内容	登録の取消し
適 用 条 文	貸金業法第２４条の６の５第１項第１号

以　上